

第3 各種資料・様式

【規約例】

条 文 例	逐 条 解 説 (留 意 点)
第1章 総則	章立ての設定の有無や章立ての形式については、特段の制約がない。
(名称) 第1条 この会は、〇〇〇〇自治会という。	「名称」は、規約において必ず規定しなければならないが、その付け方には制限がない。
(区域) 第2条 この会は、××市〇〇町のうち、別表に定める区域に住所を有する者をもって構成する。	<p>「区域」は、規約において必ず規定しなければならない。住民が客観的かつ明らかに理解できることが必要である。</p> <p>左記のように別表で表示する場合は、見やすいよう工夫をすること。</p> <p>左記のほかには次のような定め方がある。</p> <p>例1 ××市〇〇町全域を区域と定める場合 『この会は、××市〇〇町の全域に住所を有する者をもって構成する。』</p> <p>例2 字単位・丁目単位・町(行政区画)単位で区域が区切られている場合で、最も簡単かつ明確である場合 『小田原市〇〇☆丁目◎◎番地から◇◇番地までに住所を有する者をもって構成する。』 ※地番等が連続していない部分については、該当地番等を列挙する。</p> <p>例3 河川や道路等による区域の表示とする場合 『この会は、〇〇市××町のうち☆☆川の北及び市道◎◎号の南に住所を有する者をもって構成する。』</p>
(主たる事務所の所在地) 第3条 この会の主たる事務所は、〇〇市××町◎◎番地に置く。	<p>「主たる事務所の所在地」は、規約において必ず規定しなければならない。</p> <p>左記のほか次のような定め方がある。</p> <p>『この会の主たる事務所は、会長宅に置く。』</p> <p>『この会の主たる事務所は、「△△(施設の名称等)」に置く。』 など。</p>

条 文 例	逐 条 解 説 (留 意 点)
<p>第2章 目的 (目的)</p> <p>第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。</p>	<p>「目的」は、規約において必ず規定しなければならない。</p> <p>左記の例では、「目的」と「事業」を分けて規定しているが、この形式にとられる必要はない。ただし、次の点に留意すること。</p> <p>①活動内容は、具体的に記載すること。</p> <p>②一部の活動を掲げるのではなく、活動全般を規定すること。</p>
<p>(事業)</p> <p>第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 会員相互の連絡事務に関する事。</p> <p>(2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。</p> <p>(3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する事。</p> <p>(4) 会員の福利厚生に関する事。</p> <p>(5) 集会施設の維持管理に関する事。</p> <p>(6) その他目的を達成するために必要な事業の実施に関する事。</p>	<p>すべての活動をできるだけ具体的に示すこと。ただし、政党に関する事項を掲げることはいできない。左記のほか、事業の種類を列挙する方法もある(下記参照)。</p> <p>『第5条 (省略)</p> <p>(1) 保健体育に関する事業</p> <p>(2) 環境、衛生、生活に関する事業</p> <p>(3) 防火、防犯、交通安全に関する事業</p> <p>(4) 文化教養の向上に関する事業</p> <p>(5) 会員相互の連絡事務に関する事業</p> <p>(6) 集会施設の維持管理に関する事業</p> <p>(7) その他会員の福祉増進に関する事業』</p>
<p>第3章 会員 (会員)</p> <p>第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。</p>	<p>「構成員の資格に関する事項」として、規約に必ず次の2点を規定しなければならない。</p> <p>①区域に住所を有する個人がすべて地縁による団体の構成員となり得ること。</p> <p>②当該地縁による団体は、正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではないこと。</p> <p>左記の第6条については、このうちの①について規定したものである。(②については、第8条第2項に規定している。)</p> <p>規定するにあたり、次の点に留意すること。</p> <p>①地縁による団体の構成員は、当該団体の区域内に住所を有する個人に限られていること。したがって当該区域外の住民は、構成員になることができない。ただし、これら区域外の住民が、規約上は「構成員」でなくとも、事実上「構成員」として活動することが否定</p>

条文例	逐条解説（留意点）
	<p>されるものではない。（規約上では、「会員」と区別して「準会員」、「縁故会員」等の名称を付すことは妨げない。）</p> <p>②地縁による団体の構成員は、あくまで「個人」に限られていること。したがって、区域内に住所を有する法人・組合等の団体は「構成員」に含まれない。ただし、「賛助会員」（規約上、「会員」以外の名称を付して、賛助の意思を表したもの）等として規約に規定することを妨げるものではない。これを左記に追加して規定すると、次のようになる。</p> <p>『2 この会の活動を賛助しようとする、第1項に該当しない個人または団体にあつては、賛助会員となることができる。』</p>
<p>（会費）</p> <p>第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p>	<p>入会金を徴収する場合は、次のとおりとなる。</p> <p>『会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。』</p> <p>賛助会員を前条において規定している場合は、左記に次の規定を追加することとなる。</p> <p>『2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。』</p> <p>会費の額は、住民の意思を十分反映する必要があることから、総会で決定すべきである。金額を規約に規定する場合は、次のようになる。</p> <p>『第〇条 会の会費は、1世帯当たり月額×円とする。会員は、毎月10日までにこれを会計に納入するものとし、前納することができる。</p> <p>2 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。』</p> <p>入会金がある場合には、次のとおりとなる。</p> <p>『第〇条 会の会費は、1世帯当たり月額×円とする。会員は、毎月10日までにこれを会計に納入するものとし、前納することができる。</p> <p>2 会の入会金は、1世帯当たり×円とする。</p> <p>3 会員に特別の事情がある場合は、会費または入会金を減免することができる。』</p>

条 文 例	逐 条 解 説 (留 意 点)
<p>(入会)</p> <p>第8条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。</p> <p>2 この会は、正当な理由がない限り、この区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。</p> <p>3 この会の区域に入居した個人または団体に対して、この会は、これらの者に対し、この会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。</p>	<p>「構成員の資格に関する事項」として、規約に必ず次の2点を規定しなければならない。</p> <p>① 区域に住所を有する個人がすべて地縁による団体の構成員となり得ること。</p> <p>② 当該地縁による団体は、正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。</p> <p>左記の第8条第2項については、このうちの②について規定したものである。(①については、第6条に規定している。)</p> <p>入会の届出を入会申込書による場合は、次のとおりとする。</p> <p>『会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。』</p> <p>入会の届出に対し、役員会の承認を必要とする場合は、次のとおりとする。</p> <p>『会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。』</p> <p>賛助会員を規定している場合は、左記の例の第8条第1項を次のとおり改めることになる。</p> <p>『会員または賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。』</p> <p>組長(班長)制度を採用し、経由して提出する場合は、次のとおりとなる。</p> <p>『会員になろうとする者は、入会申込書を組長(班長)を経由して 会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。』</p>
<p>(退会)</p> <p>第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。</p> <p>2 会員が次の各号に該当したときは、退会したものとみなす。</p> <p>(1) 会の区域内に住所を有しなくなったとき。</p> <p>(2) 死亡または失踪宣告をうけたとき。</p> <p>(3) 会費を×年以上滞納し、かつ催告に応</p>	<p>組長(班長)制度を採用している場合は、次のとおりとする。</p> <p>『会員は、退会しようとする場合は、別に定める退会申込書を組長を経由し会長に提出しなければならない。』</p> <p>このほか、特に除名について規定する場合は、次のとおりとする。</p> <p>『第×条 会員がこの会の名誉をき損し、また</p>

条 文 例	逐 条 解 説 (留 意 点)
<p>じないとき。</p>	<p>はその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。』</p> <p>※公益法人の事例では、特別多数議決の割合は、4分の3程度としているようである。</p>
<p>(拠 出 金 品 の 不 返 還)</p> <p>第10条 退会した会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品については、これを返還しない。</p>	<p>除名について規定を置く場合は、左記の例を次のとおり改める。</p> <p>『退会した、または除名された会員が既に納入した入会金、会費 その他の拠出金品については、これを返還しない。』</p>
<p>第4章 役員 (役 員 の 種 別)</p> <p>第11条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人 (2) 副会長 ○人 (3) その他の役員 ○人 (4) 監事 ○人</p>	<p>「代表者に関する事項」は、規約において必ず規定しなければならない。</p> <p>代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委託する事務等について規定するものである。※以降、第14条まで関連。</p> <p>「その他の役員」は、会長及び副会長とともに役員会を構成するが、その他の役員の中から、「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられる。</p> <p>その場合には、「会計担当役員は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」、「書記担当役員は、会務を記録する。」等、その他の役員についての職務を明らかにしておくのが適当である。</p> <p>※第13条と関連。</p>
<p>(役 員 の 選 任)</p> <p>第12条 役員は、総会において、賛助会員を除く会員の中から選任する。</p> <p>2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。</p>	

条 文 例	逐 条 解 説 (留 意 点)
<p>(役 員 の 職 務)</p> <p>第13条 会長は本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>3 監事は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。</p> <p>(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。</p>	
<p>(役 員 の 任 期)</p> <p>第14条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	
<p>第5章 総会</p> <p>(総 会 の 種 別)</p> <p>第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>-----</p> <p>(総 会 の 構 成)</p> <p>第16条 総会は、賛助会員を除く会員をもって構成する。</p> <p>-----</p> <p>(総 会 の 権 能)</p> <p>第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。</p>	<p>「会議に関する事項」は、規約において必ず規定しなければならない。</p> <p>地縁による団体の通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決 事項等を定めるものである。</p> <p>※以降、第30条まで関連。</p>

条 文 例	逐 条 解 説 (留 意 点)
<p>(総 会 の 開 催)</p> <p>第 18 条 通常総会は、毎年度決算終了後 ○か月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、各号の一つに該当する場合 に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的 たる事項を示して請求があったとき。</p> <p>(3) 第 13 条 第 3 項 第 4 号 の 規 定 に よ り 監 事 から開催の請求があったとき。</p>	<p>総会は、少なくとも年に1回開催しなくてはなら ない。</p>
<p>(総 会 の 招 集)</p> <p>第 19 条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規 定による請求があったときは、その請求の あ った日から○日以内に臨時総会を招集しなけ ればならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の目的たる 事項及びその内容並びに日時及び場所を示 して、開会の日の○日前までに文書をもって 通知しなければならない。</p>	
<p>(総 会 の 議 長)</p> <p>第 20 条 総会の議長は、その総会において、 出席した会員の中から選出する。</p>	<p>総会の議長は、表決権を行使することとなる 以上、表記のように出席した会員の中から 選出する必要があるが、会長は会員の中から 選任されていることにより、「総会の議長は、 会長がこれにあたる」と定めることも可能である。</p>
<p>(総 会 の 定 足 数)</p> <p>第 21 条 総会は、会員の2分の1以上の出席 がなければ、開会することができない。</p>	
<p>(総 会 の 議 決)</p> <p>第 22 条 総会の議事は、この規約に定めるも ののほか、出席した会員の過半数をもって決 し、可否同数の時は、議長の決するところ による。</p>	
<p>(会 員 の 表 決 権)</p> <p>第 23 条 会員は、総会において、各々1個の 表決権を有する。</p> <p>2 賛助会員は表決権を有しない。</p>	

条 文 例	逐 条 解 説 (留 意 点)
<p>(総会の書面表決権等)</p> <p>第24条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第21条及び第22条の規定の適用については、この会員は出席したものとみなす。</p>	
<p>(総会の議事録)</p> <p>第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)</p> <p>(3) 開催目的、審議事項及び議決事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。</p>	
<p>第6章 役員会</p> <p>(役員会の構成)</p> <p>第26条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。</p>	<p>その職務を考慮し、監事は役員会の構成員から外すことが望ましい。</p>
<p>(役員会の権能)</p> <p>第27条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>	

条 文 例	逐 条 解 説 (留 意 点)
<p>(役員会の招集等)</p> <p>第28条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。</p> <p>2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。</p> <p>3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに連絡をしなければならない。</p>	
<p>(役員会の議長)</p> <p>第29条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。</p>	
<p>(役員会の定足数等)</p> <p>第30条 役員会には、第21条、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第7章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 別に定める財産目録記載の資産</p> <p>(2) 会費</p> <p>(3) 活動に伴う収入</p> <p>(4) 資産から生ずる果実</p> <p>(5) その他の収入</p>	<p>「資産に関する事項」は、規約において必ず規定しなければならない。</p> <p>資産(積極的財産をいう。負債は含まない。)の構成及び取得、処分等の管理方法等を定めるものである。</p> <p>※以降、第40条まで関連。</p>
<p>(資産の管理)</p> <p>第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。</p>	
<p>(資産の処分)</p> <p>第33条 本会の資産で第31条第1項に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会</p>	

条 文 例	逐 条 解 説 (留 意 点)
<p>において○分の△以上の議決を要する。</p>	
<p>(経費の支弁) 第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。</p>	
<p>(事業計画及び予算) 第35条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。</p>	
<p>(事業報告及び決算) 第36条 本会の事業報告書及び決算は、会長が事業報告後、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。</p>	
<p>(会計年度) 第37条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。</p>	
<p>第8章 規約の変更及び解散 (規約の変更) 第38条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、小田原市長の認可を受けなければ変更することはできない。</p>	
<p>(解散) 第39条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p>	

条 文 例	逐 条 解 説 (留 意 点)
<p>(残 余 財 産 の 処 分)</p> <p>第 40 条 本 会 の 解 散 の と き に 有 す る 残 余 財 産 は、総 会 に お い て 総 会 員 の ○ 分 の △ 以 上 の 議 決 を 得 て、本 会 の 類 似 す る 目 的 を 有 す る 団 体 に 寄 付 す る も の と す る。</p>	
<p>第 9 章 雑 則</p> <p>(備 え 付 け 帳 簿 及 び 書 類)</p> <p>第 41 条 本 会 の 主 た る 事 務 所 に は、規 約、会 員 名 簿、認 可 及 び 登 記 等 に 関 す る 書 類、総 会 及 び 役 員 会 の 議 事 録、収 支 に 関 す る 帳 簿、財 産 目 録 等 資 産 の 状 況 を 示 す 書 類、そ の 他 必 要 な 帳 簿 及 び 書 類 を 備 え て お か な け れ ば な ら な い。</p>	
<p>(委 任)</p> <p>第 42 条 規 約 の 施 行 に 関 し 必 要 な 事 項 は、総 会 の 議 決 を 経 て、○○ が 別 に 定 め る。</p>	
<p>附 則</p> <p>1 この 規 約 は、○ 年 ○ 月 ○ 日 か ら 施 行 す る。た だ し、第 38 条 に つ い て は、小 田 原 市 長 の 認 可 を 受 け た 日 か ら 施 行 す る。</p>	